

fitAir シリーズ利用規約

株式会社フォーバルテレコム（以下、弊社という）が運営する fitAir シリーズはサービス提供元であるカゴヤ・ジャパン株式会社が提供する「KAGOYA Internet Routing サービス」にあたります。このため、本サービス利用時の規約は「KAGOYA Internet Routing 利用規約本則」に準ずるものとします。

第1条(「fitAir シリーズ」の種類および内容)

1. 「fitAir シリーズ」とは、弊社が運営する各種ホスティングサービスをいいます。
2. 「会員」とは、「fitAir シリーズ 利用規約本則」第3条に定める入会手続きを経て、前項に定める「fitAir シリーズ」の何れかを利用する資格を持つ者をいいます。

第2条（本規約の範囲および変更）

1. 本規約は、「fitAir シリーズ」の利用に関し、弊社および会員に適用されるものとします。
2. 本「fitAir シリーズ 利用規約本則」に添付されている個別規定、弊社がその都度ご案内する追加規定、および今後ご提供する「fitAir シリーズ」の新サービスごとにご案内する個別規定は、本規約の一部を構成します。
3. 本「fitAir シリーズ 利用規約本則」と個別規定または追加規定が異なる場合には、個別規定または追加規定が優先するものとします。
4. 追加規定、個別規定に定められていない場合には「fitAir シリーズ 利用規約本則」が適用されるものとします。
5. 弊社ウェブサイトでご案内する各種ご説明、注意事項、料金表等は「fitAir シリーズ利用規約」の一部を構成するものとします。
6. 弊社は、会員の承諾を得ることなく、弊社が適当と判断する方法で会員に通知することにより、本規約を変更できるものとします。
7. 弊社が適当と判断する方法がウェブサイト上やメールでの告知である場合には、インターネット上に発信された時点をもって告知がなされたものとします。
8. 会員は変更された規約の内容に同意するものとします。

第3条（入会・会員）

1. 「fitAir シリーズ」は、会員のみが利用することができるものとします。但し、各会員は、入会時に、利用する「fitAir シリーズ」の内容を選択するものとし、選択したサービスのみを利用できるものとします。
2. 入会後に利用するサービスを変更する場合、弊社が別途指定する手続に従うものとします。
3. 入会希望者は、本「fitAir シリーズ 利用規約本則」を承認していただいた上で、「fitAir シリーズ」のサービス毎に弊社が別途指定する手続に従って「fitAir シリーズ」の利用を申し込み、弊社がこれに承諾を行った時点で会員となるものとします。
4. 前項に定める申し込みを承諾することに支障があると弊社が判断する場合には、弊社は当該申し込みを承諾しない場合があります。
5. 未成年者、その他本人に責任能力がないと弊社が判断する場合には、弊社は当該申し込みを承諾しない場合があります。
6. お客様が反社会的勢力と関連を有すると弊社が判断する場合には、弊社は当該申し込みを承諾しない場合があります。
7. 第 11 条(禁止事項)に抵触する虞があると弊社が判断する場合には、弊社は当該申し込みを承諾しない場合があります。
8. 申し込み時の内容に虚偽が認められた場合には、弊社は当該申し込みを承諾しない場合があります。

第 4 条 (変更の届出)

1. 会員は、住所、電話番号、ご担当者名その他弊社に届出ている内容に変更が生じた場合には、弊社が別途指示する方法により、速やかに弊社に届出るものとします。変更内容は弊社が承諾したときに有効になります。ただし申し込み時の内容に虚偽が認められた場合には変更を承諾しない場合があります。

第 5 条 (退会)

1. 会員が、弊社所定の手続に従って、各月の 25 日までに「fitAir シリーズ」の終了を所定の用紙で申し入れた場合、当月の末日をもって、利用契約は終了するものとします。
2. 会員は、各個別規定の定めに従って会員が有する「fitAir シリーズ」の利用資格をすべて失った場合に「fitAir シリーズ」から退会するものとします。
3. 利用契約を終了する会員は、終了の日までに発生する弊社に対する債務の全額を、弊社の指示に従い支払うものとします。なお弊社は、既に支払われた料金等を、一切払戻し致しません。
4. 利用契約の終了後は、終了理由にかかわらず弊社サーバー内に存在するデータを返還

することはできません。また契約終了後のデータは契約者に通知することなく削除することができるものとします。

5. 前項の規定に従いデータが削除された場合に生じる損害、逸失利益、および第三者からの損害賠償請求に基づく会員の損害について弊社は一切の責任を負わないものとします。

第6条(会員資格の一時停止)

1. 会員が以下の各号の一に該当する場合、弊社は事前に通知する事なく、直ちに当該会員の会員資格を一時停止することがあります。
 - (1) 第11条の行為を行った場合
 - (2) 料金等の支払い債務の履行遅延または不履行があった場合
 - (3) 会員の作成したプログラムに異常があり、他の会員、第三者、弊社に不利益もしくは損害を与える場合、またはその虞がある場合
 - (4) その他、本規約に違反した場合
 - (5) その他、会員として不適切と弊社が判断した場合
2. 1項の規定に従い会員資格を一時停止された場合、当該会員は会員資格を停止された期間の「fitAir シリーズ」に関連する弊社に対する料金支払い義務その他一切の債務は引き続き負担するものとします。
3. 1項の規定に従い会員資格を一時停止された場合、弊社は会員資格の一時停止の理由を説明する義務を負いません。
4. 前項の規定に従い会員資格を一時停止された場合に生じる損害、逸失利益、および第三者からの損害賠償請求に基づく会員の損害について弊社は一切の責任を負わないものとします。

第7条(会員資格の取消)

1. 会員が以下の各号の一に該当する場合、弊社は、事前に通知することなく、直ちに当該会員の会員資格を取消することができるものとします。
 - (1) 第11条の行為を行った場合。
 - (2) 弊社への申告、届出内容に虚偽があった場合。
 - (3) 料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。
 - (4) その他、本規約に違反した場合。
 - (5) その他、会員として不適切と弊社が判断した場合。
2. 会員が会員資格を取消された場合、会員の利用契約は、会員資格の取消と同時に終了するものとします。

3. 第 1 項の規定に従い会員資格が取消された場合、当該会員は、取消の日までに発生した料金等、「fitAir シリーズ」に関連する弊社に対する債務の全額を、弊社の指示する方法で支払うものとします。なお弊社は、既に支払われた料金等を、一切払戻し致しません。
4. 第 1 項の規定に従い会員資格が取消された場合、弊社は会員資格の取り消しの理由を説明する義務を負いません。

第 8 条(設備等の準備)

1. 会員は、各「fitAir シリーズ」を利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、これらに付随して必要となる全ての機器の準備および電話利用契約の締結、インターネット接続サービスへの加入等を、自己の費用と責任において行うものとします。

第 9 条(サービスの利用)

1. 会員は、本規約およびその他弊社が随時通知する内容に従い、「fitAir シリーズ」を利用するものとします。
2. 会員は、「fitAir シリーズ」を通じて発信する情報につき一切の責任を負うものとし、弊社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。
3. 「fitAir シリーズ」の利用に関連して、会員が他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または会員が他の会員もしくは第三者と紛争を生じた場合、当該会員は自己の費用と責任で解決するものとし、弊社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。
4. データ等のバックアップについては、会員が自己の費用と責任において行うものとします。
5. 会員がバックアップを行わなかったことによる損害については、弊社は一切の責任を負わないものとします。
6. 会員が利用する領域を第三者に利用させることは出来ません。
7. 第 11 条(禁止事項)に反しない場合でも、是正が必要であると弊社が判断して修正を求めた場合には、会員は適切な処置を講じるものとします。
8. 弊社は、会員による「fitAir シリーズ」の利用が第 11 条(禁止事項)の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から弊社に対しクレーム、請求等が為され、かつ弊社が必要と認めた場合、またはその他の理由で「fitAir シリーズ」の運営上不適当と弊社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。
 - (1) 第 11 条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめるように要求します。

- (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します。
- (3) 会員に対して、表示した情報の削除を要求します。
- (4) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。
- (5) 会員資格の取り消しを行います。

第10条(著作権等)

1. 会員は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、「fitAir シリーズ」を通じて提供されるいかなる情報も、著作権法で定める会員個人の私的使用の範囲外の使用をすることはできません。
2. 会員は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、「fitAir シリーズ」を通じて提供されるいかなる情報も第三者に使用させたり、公開させたりすることはできません。
3. 本条の規定に違反して問題が発生した場合、会員は、自己の費用と責任においてかかる問題を解決するとともに、弊社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。

第11条(禁止事項)

1. 会員は、「fitAir シリーズ」の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 他の会員、第三者もしくは弊社の著作権、その他の権利を侵害する行為、また侵害する虞のある行為。
 - (2) 他の会員、第三者もしくは弊社の財産もしくはプライバシーを侵害する行為、または侵害する虞のある行為。
 - (3) 他の会員、第三者もしくは弊社に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらの虞のある行為。
 - (4) 他の会員、第三者もしくは弊社を不当に差別もしくは誹謗中傷し、差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
 - (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
 - (6) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはその虞のあるメールを送信する行為。
 - (7) 公序良俗に反する行為もしくはその虞のある行為、または公序良俗に反する情報を他の会員もしくは第三者に提供する行為。

- (8) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- (9) 弊社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為。
- (10) 他者になりすまして「fitAir シリーズ」を利用する行為。
- (11) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはその虞のある行為。
- (12) 事実に反する、またはその虞のあると弊社が判断をした情報を提供する行為。
- (13) 公職選挙法に違反する行為。
- (14) 「fitAir シリーズ」の運営を妨げる行為。
- (15) 「fitAir シリーズ」の信用を毀損する行為。
- (16) ID およびパスワードを不正に使用する行為。
- (17) コンピューターウイルス等有害なプログラムを「fitAir シリーズ」を通じて、または「fitAir シリーズ」に関連して使用し、もしくは提供する行為。
- (18) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与える虞のある行為。
- (19) 違法行為(拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負し、仲介しまたは誘引する行為。
- (20) 殺害現場の画像等の残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
- (21) 自殺に誘引または勧誘する行為。
- (22) 以下の品目を販売する行為
 - 法律で販売を禁止されている商品
 - 商品の販売につき法律上の許認可を満たしていない商品
 - 脱法ドラッグ
 - 公序良俗に反する商品
 - 他人の権利を侵害する商品
 - 個人情報
 - 人体・臓器・細胞・血液等
 - 宝くじ、勝ち馬投票券など
 - 盗品
 - その他弊社が不適切と判断する商品
- (23) その他、法令に違反する、または違反する虞のある行為。
- (24) その行為が前各項のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する目的でリンクする行為。
- (25) その行為が前各項のいずれかに該当することを知りつつ、電子掲示板の管理を怠る行為。
- (26) その他、弊社が不適切と判断する行為。

第 12 条(契約者情報の開示)

1. 弊社は、会員の契約者情報(以下「契約者情報」といいます。)を、電気通信事業法の定める守秘義務、個人情報の保護に関する法律および弊社が別途定めるプライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱うものとします。
2. 第 1 項にかかわらず、弊社に対して電気通信事業法 4 条にいう通信の秘密の内容となる情報及びその他会員各位の契約者情報について、官公署からの照会手続がされた場合、弊社が右照会手続に応じなければならない法令上の事由があると認められるときは、弊社は電気通信事業法 4 条にいう通信の秘密の内容にあたる情報及びその他の契約者情報の開示に応じることがあります。
3. プロバイダ責任制限法に規定されている発信者情報開示請求権の要件に従った記載のある請求があった場合には、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。
4. 第 1 項にかかわらず、会員によるサービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払いおよび回収に必要と認めた場合には、必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関または取引先等に契約者情報を開示することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

第 13 条(ID およびパスワードの管理)

1. 会員は、会員登録手続後に弊社が会員に付与する、ID およびパスワードの管理責任を負うものとします。
2. 会員は、ID およびパスワードを第三者の利用、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等をしてはならないものとします。
3. ID およびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は会員が負うものとし、弊社は一切責任を負いません。
4. 会員は、ID およびパスワードの盗難があった場合、ID およびパスワードの失念があった場合、または ID およびパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに弊社にその旨連絡するとともに、弊社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
5. セキュリティ上の理由により、緊急の場合を含むどのような場合でも、電話・メール・ファックス等による ID およびパスワードの開示は行いません。パスワードの再発行は別途定めている手続きに従うものとします。

第 14 条(サービスの提供)

1. 「fitAir シリーズ」の内容は、弊社がその時点で合理的に提供可能なものとします。
2. 各種オプションの利用は「fitAir シリーズ」のご利用中のみ利用可能なものとします。

3. 前項にかかわらず、各種オプションが別途個別に有効期限を持つ場合には、その有効期限内に別サービスや外部への移動をすることにより、個別の有効期限が優先されるものとしします。
4. 弊社は、理由の如何を問わず、会員に事前の通知をすることなく、「fitAir シリーズ」の内容の一部または全部の変更、追加および廃止をすることができます。但し、「fitAir シリーズ」の全部を廃止する場合には、弊社が適当と判断する方法で、事前に会員にその旨通知します。
5. 各種 SSL サーバー証明書オプションサービスについては会員から廃止の申し出がない限り、一年ごとの自動更新とします。

第 15 条(弊社設備の修理または復旧)

1. 「fitAir シリーズ」の利用中に会員が設備またはサービスに異常を発見したときは、会員は会員自身の設備等に故障がないことを確認の上、弊社に修理または復旧の旨請求するものとしします。
2. 設備もしくはサービスに障害を生じ、またはその設備が滅失したことを弊社が知ったときは速やかに その設備を修理・復旧するものとしします。

第 16 条(非常事態が発生した場合等の利用制限)

1. 弊社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生する虞があるときは、「電気通信事業法」第 8 条で定める重要通信を確保するため会員に事前に通知することなく、会員に対する「fitAir シリーズ」の提供の全部または一部を中止する措置をとることができるものとしします。
2. 弊社は前項に基づく「fitAir シリーズ」の提供の中止によって生じた会員の損害につき一切責任を負いません。

第 17 条(サービスの中止)

1. 弊社は、前条にて定める法律上の要請の如何に拘らず、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する虞がある場合、弊社のシステムの保守を定期的にもしくは緊急に行う場合、または弊社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合、弊社の判断により「fitAir シリーズ」の運用の全部または一部を中止することができるものとしします。
2. 弊社は、前項の規定により「fitAir シリーズ」の運用を中止する場合は、弊社が適当と判断する方法で事前に会員にその旨通知します。但し、緊急の場合には、この限りでは

ありません。

第 18 条(情報の削除)

1. 弊社または弊社が指定した者は、会員が弊社に登録し、インターネット上で提供した情報または文章等が、以下の事項に該当すると判断した場合、当該情報または文章等を削除することができるものとします。
 - (1) 第 11 条各号の禁止行為を行った場合。
 - (2) 「fitAir シリーズ」の保守管理上必要であると弊社が判断した場合。
 - (3) 登録、提供された情報または文章等の容量が弊社の機器の所定の記録容量を超過した場合。
 - (4) その他、弊社が削除の必要があると判断した場合。
2. 前項の規定にも拘らず、弊社または弊社が指定した者は、情報の削除義務を負うものではありません。
3. 情報の削除を行った場合でも、弊社または弊社が指定した者は、情報の削除の理由の説明の義務を負うものではありません。
4. 弊社もしくは弊社が指定した者は、本条の規定に従い情報を削除したこと、または情報を削除しなかったことにより会員もしくは第三者に発生した損害について、一切責任を負いません。

第 19 条(損害賠償)

1. 「fitAir シリーズ」の利用に関して第 15 条または第 16 条に該当する内容やその他、会員に対して発生した損害につき一切の責任を負わないものとします。
2. ただし、弊社の故意又は重過失であると弊社が認めた上で、会員により立証された損害については、会員が弊社に支払ったサービス利用料金の 1 ヶ月分をその賠償額の上限とし、会員による利用が不能となったことを弊社が知った時刻から起算して 24 時間以上利用不能の状態が継続したときに限り、弊社は利用不能時間数を 24 で除した商(小数点以下の端数は切り捨て)に月額の使用料金(基本料金または固定料金)の 30 分の 1 を乗じて算出した額を会員に現実に発生した通常かつ直接の損害の範囲で金銭賠償請求に応じるものとします。
3. 他の電気通信事業者の責に帰すべき事由により、会員が損害を被った場合は、弊社は、会員の請求に基づき他の電気通信事業者から受領した損害賠償額を 限度として損害賠償に応じるものとします。

第 20 条(免責事項)

1. 弊社は、「fitAir シリーズ」の内容、および会員が「fitAir シリーズ」を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行いません。
2. 「fitAir シリーズ」の提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、「fitAir シリーズ」を通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他「fitAir シリーズ」に関連して発生した会員の損害について、弊社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負いません。

第 21 条(準拠法)

1. 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 22 条(管轄裁判所)

1. 「fitAir シリーズ」に関連して会員と弊社との間で問題が生じた場合には、会員と弊社で誠意をもって協議するものとします。
2. 協議しても解決しない場合、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

以上

付則

この利用規約は 2018 年 12 月 11 日より一部変更の上有効となります。